

資源物等の持ち去り対策の考え方について

○持ち去り行為の問題点

問題点	内容
廃棄物の適正処理の阻害	集積場所等に出された資源物等を含む廃棄物は、市が収集運搬し、処理しなければならない旨、廃棄物処理法に規定されている。
資源化量の確保	持ち去りされた資源物等の量は市で把握できないため、資源化量に影響を及ぼしている。
集積所等の適正な管理の阻害	集積所等は地域で管理しており、価値の高い資源物のみ持ち去る行為は、集積所等の管理を阻害している。
市民の分別意識の阻害	市による分別収集は市民との協力関係のもとで成り立っており、持ち去り行為は、市民の分別意識の低下を招いている。
安心・安全なごみ出しの阻害	持ち去り行為者の行動によっては、市民による安心で安全なごみ出しを阻害している。

○資源物等の持ち去り対策の目的

上記の問題点から本市における持ち去り対策の目的を設定

- ・ 廃棄物の適正処理の推進
- ・ 資源化量の確保
- ・ 集積所等の適正な管理の徹底
- ・ 市民による分別意識の向上
- ・ 安心・安全なごみ出しの確保

○市民による持ち去り防止対策

ごみの出し方	前日や夜中に出さない（必ず当日の朝に出す）
	アルミ缶やリターナブルびん等は自治会や子ども会などの集団回収を利用する
	小型の電化製品等は小型家電回収ボックスを利用する
意思表示	「回収先が東大阪市」であることを資源物等に明示する
市への情報提供	持ち去りがあった日時、場所、資源物等の種類を報告する

○行政による持ち去り防止対策

広報啓発	資源物等を含むごみは、必ず当日の朝（収集時間前）に出す旨の周知
	アルミ缶やリターナブルびん等は自治会や子ども会などの集団回収を利用する旨の周知
	小型家電回収ボックスを利用する旨の周知
	持ち去りの実態について周知
意思表示シートの作成	「回収先が東大阪市」であることの意味表示シートを作成
パトロールの実施	市民からの情報提供をもとに持ち去り実態把握のパトロールを実施
条例等の制定	持ち去りの実態や他市の条例制定の状況を踏まえて、実効性かつ効果的な規制を検討

○留意事項

- ・市民が排出した資源物等を市の所有物とする場合、他市が導入しているような指定袋を採用する必要がある。
- ・持ち去り行為を禁止する場合、市または市が指定した業者以外の者が収集運搬を禁止するための条例を制定する必要がある。